

京都市交通局管理規程第11号

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成23年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 葛西 宗久

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「自動車部業務事務所」を「自動車部技術課」に改め、「自転車の撤去等」を「放置自転車の保管」に改め、「有責事故がなく」の右に「，かつ」を加え，同条同項第5号中「高速鉄道部施設課」を「高速鉄道部技術監理課」に改める。

別表を次のとおり改める。

別表（第6条関係）

種 類	基 準	表 彰 者
営業所長表彰	3年間業務上及び業務外を問わず，運転に関して責任事故のない者で，かつ，過去1年間病気欠勤がなく，当日休暇3日以内で，乗客接遇良好で他の職員の模範となる者	自動車部各営業所長
自動車部長表彰	5年間業務上及び業務外を問わず，運転に関して責任事故のない者で，かつ，過去3年間病気欠勤がなく，当日休暇3日以内で，乗客接遇良好で他の職員の模範となる者	自動車部長
管理者表彰	10年間業務上及び業務外を問わず，運転に関して責任事故のない者で，かつ，過去5年間病気欠勤がなく，当日休暇3日以内で，乗客接遇良好で他の職員の模範となる者	管 理 者

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)